

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	長野県 白馬村

白馬村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 白馬村役場 農政課
所 在 地 長野県北安曇郡白馬村北城 7025
電 話 番 号 0261-85-0766
F A X 番 号 0261-72-7001
メールアドレス nousei@vill.hakuba.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・カモシカ・カラス・アオサギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	白馬村一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	水稻・果樹	0.2ha 10千円
イノシシ	水稻・いも・野菜等	23ha 427千円
ニホンザル	水稻・大豆・野菜等	1.5ha 68千円
ニホンジカ	水稻・大豆・雑穀等	2.4ha 80千円
カモシカ	水稻・野菜等	0.6ha 32千円
カラス	水稻・大豆・野菜等	6ha 70千円
アオサギ	水稻・放流魚	4ha 50千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

白馬村では、毎年電気柵を設置する耕作地が増加しており、設置した耕作地では野生鳥獣による被害が減少しているが、電気柵未設置の農地を中心に被害が増加している。特に村内東部地域の中山間地ではイノシシやニホンジカによる水稻・ソバの踏み荒らし、畦畔の掘り起し被害が増加しており、電気柵だけでは被害防止が十分できない状況になっている。また、ニホンザルも民家周辺へ群で多数出没し、農作物被害や生活環境への影響が出ている。ツキノワグマについては住宅地周辺への出没が多くなっており、実施隊員によるパトロールや追い払いを実施している。鳥類では、カラス・サギ類による糞害や農作物被害、養魚被害等があり、銃による駆除を実施しているが、活動が広範囲であり被害防止が難しい。 全般的には、中山間地域の集落周辺で過疎化・高齢化により農家が積極的に被害防止策を実施することが困難になってきており、早急に根本的な解決を図る必要がある。
--

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
ツキノワグマ	0.2ha・10千円	0.1ha・5千円
イノシシ	23ha・427千円	18ha・340千円
ニホンザル	1.5ha・68千円	1.2ha・54千円
ニホンジカ	2.4ha・80千円	1.9ha・64千円
カモシカ	0.6ha・32千円	0.5ha・25千円
カラス	6ha・70千円	5ha・56千円
アオサギ	4ha・50千円	3ha・40千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・広報等による新規猟友会員の募集 ・鳥獣被害対策実施隊への活動支援 ・効率的な捕獲機材の導入	・高齢化等によるベテラン従事者の減少 ・捕獲鳥獣の利用方法の検討
防護柵の設置等に関する取組	・電気柵等設置に対する補助 ・広域的な電気柵の設置推進 ・鳥獣被害対策実施隊による追ひ払い。	・電気柵の適正な設置管理 ・設置者等の高齢化
生息環境管理その他の取組	・緩衝帯整備事業の実施 ・サルの生息行動調査の実施	・住民へのサル対策の周知

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣の捕獲を効率的に行うためにＩＣＴを活用した機材の導入を推進し、被害防止対策として電気柵や金網柵の設置箇所を拡大することにより、農作物等の被害軽減を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・有害鳥獣駆除実施隊員への対象鳥獣捕獲員の任命

【取組内容】

- ①白馬村 …鳥獣被害対策実施隊への連絡、調整、支援を行う。また、捕獲員の任命、捕獲許可申請等の事務手続きを行う。
②対象鳥獣捕獲員 …鳥獣駆除、追い払い、住民への啓発、パトロール等を行う。
③県・ＪＡ等関係団体 …村等と連携し、必要な指導、協力等を行う

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	大型鳥獣	センサーカメラ 10基
令和3年度	ニホンザル	G P S首輪発信器による生息行動調査
令和4年度	ニホンザル	大町市・小谷村とサル対策について打合せ
令和5年度	ニホンザル	大型檻の導入

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンザルについては、特定鳥獣保護管理計画に基づき各郡の生息状況、被害状況等を考慮し捕獲数を決定する。ニホンジカについては、特定鳥獣保護管理計画に基づき積極的な捕獲を進める。 その他の鳥獣に関しては生息状況、被害状況、捕獲実績等をもとに協議会で決定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	必要数	必要数	必要数
イノシシ	40頭	40頭	40頭
ニホンザル	35頭	35頭	35頭
ニホンジカ	50頭	50頭	50頭
カモシカ	必要数	必要数	必要数
カラス	70羽	70羽	70羽
アオサギ	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
檻や罠で捕獲するのが適当と判断される鳥獣は、原則として檻や罠により捕獲し、その他の鳥獣は状況等を考慮した上で銃器による捕獲をする。山中での銃器の使用は見通しの良い時期に行い、集落付近での罠等による捕獲は被害発生に伴い判断し実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
檻や罠で捕獲した大型鳥獣で散弾銃での対応は困難だがライフル銃では対応でき、効果的な捕獲が可能となる場合は鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲を実施する。 また、ライフル銃を用いて捕獲を実施する際は周囲の状況を考慮し、地域住民に不安を与えないよう最大限努める。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
白馬村	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ニホンジカ	電気柵 290m・5 段		電気柵 920m・5 段
イノシシ	電気柵 758m・3 段 電気柵 963m・3 段 金網柵 140m・門扉 5 基	電気柵 650m・3 段	
ニホンザル			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	平成 18 年度～	平成 22 年度～	年度
イノシシ・シカ		電気柵設置箇所の草刈り	
ニホンザル	ロケット花火等による追い払い 出没集落への花火の配布		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
19年度～	ツキノワグマ	通学路、集落周辺の緩衝帯整備 出没情報の広報
23年度～	全対象鳥獣	緩衝帯整備による農地周辺の整備 広報誌による被害防止対策の周知

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長野県	対象鳥獣の捕獲許可
大町警察署	現地での住民への被害防止、広報
猟友会・鳥獣被害対策実施隊	現地での対象鳥獣の捕獲
白馬村	関係機関への連絡・調整、住民への広報

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

(対象鳥獣の発見) 住民等目撃者 ↓ (関係機関情報共有) 白馬村⇄警察⇄長野県 ↓ (現場対応) 鳥獣被害対策実施隊・警察・白馬村
--

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

個体数調整をした鳥獣に関してはサンプル送付等の適切な処置をし、残りは原則埋設とするが、埋設が困難な場合は焼却処分とする。
--

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をし

た鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	鳥獣被害対策実施隊員が解体処理施設を作って自ら経営するホテルの食事に提供
ペットフード	今後検討する。
皮革	シカの革をレザークラフトに加工して販売（検討中）
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等）	今後検討する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

捕獲したシカ・イノシシの全体数は増加していると思われるが、食品として流通させるには必要数に達していない。
--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現在は捕獲鳥獣の有効利用に取り組む動きは無いが、特産品開発の面からも今後は検討する必要がある。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	白馬村有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
白馬村農業委員会	代表者が会長を務め、被害状況把握を行う
白馬猟友会・実施隊	被害状況把握及び捕獲従事者
鳥獣保護員	捕獲対象鳥獣の生息状況等の把握
被害地区区長	各地区の被害状況把握
大北地区猟友会	大北管内他支部との連絡調整
姫川上流漁業共同組合	漁業被害状況の把握
J A 大北北部営農センター	被害状況の把握
白馬村	事務局

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等

の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大北地区野生鳥獣被害対策チーム	被害集落での被害防除対策の共同実施、研修会の開催等

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊員：30名（R6.4月現在）構成：白馬猟友会員

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

役場職員による被害調査、追い払い、住民への被害防止対策の指導等を行う。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

サルやシカなどの近隣市町村間を移動する鳥獣の対策について、互いに情報交換をして効果的な捕獲や被害防止対策を実施する。

農家以外の住民にも野生鳥獣に対する正しい知識を理解してもらい、地域住民による積極的な追い払い体制を構築する。

最近、観光客等の野生動物への餌やりが問題となっており、観光施設等へ餌やり防止を周知していく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。